

うきは市農業委員会第4回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年6月10日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第5号 非農地判断（非農地証明願い）について

議案第6号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 家永 学

委員	1番 樋口 美智子	9番 野村 啓次
	2番 古賀 和妃郎	10番 佐藤 康成
	4番 樋口 幸代	11番 石井 信一
	5番 内山 良江	12番 森 和正
	6番 上村 泰司	13番 熊谷 正二
	8番 尾花 里美	14番 高浪 眞次

欠席委員 3番 山下 智 7番 後藤 一善

（農業委員会職員）

係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

会長 挨拶

係長 それでは、議案審議、報告に入らせていただきます。議事進行につきましては農業委員会会議規則第 5 条に基づきまして会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名人を 8 番と 9 番委員をお願いいたします。議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号— 1 上程)

事務局 (議案第 1 号— 1 説明・朗読)

議長 それでは、副分科会長の意見を求めます。

1 1 番 現地を確認いたしました。申請地は集落の中にあり北側の方には住宅が立っておりまして、南側は畑を挟んでまた住宅があるということで周辺は住宅地となっております。自己用住宅として使用するということで、話が進んでいる状況です。見たところを問題はないかなと思っております。審議のほどよろしく願います。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5 番 今、分科会の方から御報告があったように、集落の中の畑に家を建てるということで申請されております。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 1 号— 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 1 号— 2・3 は同じ譲受人ですので同時に議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号— 2, 3 上程)

事務局 (議案第 1 号— 2, 3 説明・朗読)

議長 それでは、副分科会長の意見を求めます。

1 1 番 申請地は、福祉施設の駐車場として申請がっております、説明があった通り 2 番については駐車場として使用されており、3 番については現況は、雑草防除ということで、シートで覆っていますが、最終的には駐車場として利用するものです。2 番については始末書も出ており特に問題はないということで思っております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 それでは担当委員が欠席ですので事務局の方より説明をいたします。

事務局 担当委員から意見を預かっておりますので申し上げます。まず議案 1— 2 の方

でございます、先ほど申し上げたように賃借権設定をされて介護施設の駐車場として以前から使用してところで、やむを得ないということで問題はないというご意見を伺っております。続きまして議案第1号―3の方でございます。2. 3年前くらいまでは草刈りを行っていましたが、今は防草シートで覆っている状態でこちらと同じように、譲受人の介護施設の駐車場として利用していくというところで、問題ないというご意見を預かっております。以上です。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。一つずついきますのでよろしくお願いいたします。議案第1号―2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

議案第1号―3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号―4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号―4上程)

事務局

(議案第1号―4説明・朗読)

議長

それでは、分科会長の意見を求めます。

8番

今事務局の説明の通りでございます。釣堀の駐車場ということで申請されております。申請地は、平成29年の豪雨災害の土砂置き場となり現在までそのままとなっており現況は砂利敷きになっていました。仕方ないのかなと思っているところでございます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

9番

事務局、分科会長から説明がありましたように、釣り堀に入る道が少し狭いのと、駐車場が足りないということで、今後も駐車場として利用していきたいということで申請されております。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号―4議案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号―1上程)

事務局 (議案第 2 号— 1 説明・朗読)

議長 それでは、担当委員の意見を求めます。

1 4 番 申請地は、説明がありましたように、植林転用となります。小塩校区の一番奥にあり東側は大分県で、市道から山側の方で急斜面を登ったところで、軽トラックがやっと登るくらいの狭隘な道の横にございます。周囲はもうほとんどが山林で、申請地は山間地特有のいびつな形の農地でありまして、農業機械の乗り入れが非常に厳しいような状況でございます。申請者も 73 歳で後継者もおりませんので周囲の状況等を総合的に判断いたしまして、やむを得ないのかなというふうなことで判断をしております。審議をお願いします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

審議なしと認めます。採決に入ります。

議案第 2 号— 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 3 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転等許可申請について議題とします。一番より事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 1 上程)

事務局 権利の種類といたしましては使用貸借権の設定 10 年間となっております。申請理由いたしましては、年金の再設定となっております。こちらについては年金の再設定のため担当委員はおりません。先ほど申し上げたようにこちらは農業者年金の再設定に必要な手続きで、今回使用貸借権の再設定をなされるというところでございます。前回の総会のときに直前に取り下げになったというところで、今回改めて申請が上がってきているものでございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号— 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので許可といたします。

それでは議案第 3 号— 2 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 2 上程)

事務局 (議案第 3 号— 2 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 1 番 事務局の方からご説明があった通り、親から子への贈与ということで特に問題ないと思っています。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号－2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号－3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号－3上程)

事務局 (議案第3号－3説明・朗読)

議長 それでは分科会の意見を求めます。

分科会長 譲受人は市外在住であり、農業したいと思った理由としては去年11月に年金生活になり、趣味と健康を考えてとのことでした。今回の農地取得については、近所の方が申請地の近くを耕作されていて、手伝いに行った際に、景観がすごくよかったということで、2年前からの譲渡人の方にお世話になり、既にゴーヤなど作付けされており、綺麗に管理されていました。今後もご夫婦で栗と柿とかを植えたいとおっしゃっています。最初のうちは自家消費と考えてありますが、もし物ができて販売することができるようになれば、道の駅にも出荷したいなということで、やる気の方はあるようでした。中山間地ということで新規の方にとっては厳しい条件となりますが譲渡人から指導していただきながら耕作をしていくとのことと特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

16番 それでは、私が担当ですので意見述べたいと思います。本人と話をしたところ、どうしてもやるというような話であります。現在は何も植わっていないような状態です、あと周りにはイノシシや鹿も若干出てきているというようなところでございます。何らか対策をしないと作物はできないという気がしております。ただ、このあたりが全体的にパイロット事業で出来た農地ですが、結構離農しているような状態になっているので、頑張ってやってもらえないのかなということで考えております。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

4番 今お話があったように、退職してからの就農ということですが、考えたら退職してから趣味で本当にいいのかなと思います。結局この土地を誰も作る人がいなくなったら、また荒地なるのかなと思います。それまでの間私達はこれを許可するのかという思いです。

事務局 今4番委員がおっしゃられたところですが農地法の3条が改正され下限面積がなくなったことにより、ここ数年こういった案件が増えてきているというのが実情です。以前あれば、農地取得するためには、下限面積山辺県道より南は2

反平地 4 反というのがありましたが令和 5 年 4 月に撤廃され市外の方でも少ない面積で購入できるようになり、正直農業委員会としてもこれを、不許可という話はできなくなっていて、自己消費であればもう許可せざるを得ないっていうようなところがありますので、特に市外からの農業に興味があってやられるっていう方については、今後も農業委員さん推進委員さんの方で状況をチェックしていただいて、荒れてきているようであれば、また指導の方をやっていくっていうようなやり方をせざるを得ないのかなと思っておりますので、皆様のご協力のほどをお願いいたします。

- 16 番 確かに後継者が居なかり、人が買わなくても最終的には荒れるのではないかなと言っていたのですが、やっぱりそうならざるを得ないじゃないかなということです。引き受けてくれる人がいれば何とか頑張ってお願ひしていくというようなところになるのかなと思っております。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号—3 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、許可といたします。

それでは議案第 3 号—4 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号—4 上程)

事務局

(議案第 3 号—4 説明・朗読)

議長

それでは担当委員が本日は欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局

7 番委員からご意見を伺っておりますのでご説明いたします。先ほど申し上げたように譲受人の耕作している柿畑が近くにあつて、荒廃地になりつつあつたこの申請地を取得して、管理していくというものです。譲渡人の方は高齢であり管理が難しいというところもあつたので、今回贈与での移転となつておるところです。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号—4 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号—5 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号—5 上程)

事務局

(議案第 3 号—5 説明・朗読)

議長

それでは担当委員が本日は欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 7 番委員のご意見を述べさせていただきます。こちらの申請地は、譲受人が耕作している農地の隣地になりまして、ここ 2 年間は管理がされておらずどうしても譲渡人の方から、貰っていただきたいという依頼があったため今回の話に至ったそうです。今後は柿以外の品種も考えていくというところで、問題ないと思うとのご意見をいただいております。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号—5 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号—6 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号—6 上程)

事務局 (議案第 3 号—6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

9 番 申請地は、段々畑の最上部で軽トラックでも行きづらいところですけど、現況は管理もしっかり行き届いて草刈りなんかもやっています。ブルーベリーを数年前前から作っていて、製造販売をおこなっているようです。特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

4 番委員どうぞ。

4 番 譲受人の住所が佐賀市となっていますが、通作は大丈夫なのでしょうか。

9 番 住所は、佐賀県佐賀市となっていますけど、もともと申請地の近くの集落の方で、農繁期には今も元の家から通作されていますので、問題なからうと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号—6 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号—7 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号—7 上程)

事務局 (議案第 3 号—7 説明・朗読)

1 6 番 それでは担当が私ですので、私の方から説明いたします。申請地の南側には自宅があります。数年前に自宅を購入したときに申請地も一緒に買われていたのですが、農地の登記できないままになっていましたので、今回の申請となっています。

面積も狭く家庭菜園程度しかできない面積でもありますので、やむを得ないと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第 3 号―7 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、許可といたします。

それでは議案第 3 号―8 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号―8 上程)

事務局 (議案第 3 号―8 説明・朗読)

16 番 それでは担当が私ですので、私の方から説明いたします。申請地は、譲受人の東側に隣接している農地となっています。譲渡人は高齢なこともあり、ぜひ貰ってほしいということでお話が譲受人の方にあったということでございます。申請地は、道路に面していなく進入路がないということで、現在も譲受人が耕作していて特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号―8 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号―9 号議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号―9 上程)

事務局 (議案第 3 号―9 説明・朗読)

16 番 それでは担当が私ですので、私の方から説明いたします。譲渡人は遠方で高齢ということで、申請地に近い妹へ贈与するということになったそうです。今は荒れた農地です。妹さんが管理をするということです。そのままの状態になる可能性もありますが、兄妹での贈与でありやむを得ないかなというふうに考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号―9 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号— 1 0 号議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 1 0 上程)

事務局

(議案第 3 号— 1 0 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

1 4 番

法人に名義変更するために今回の申請に至っております。申請地は、概ねの 4 ヶ所にわかれておりますが、それぞれハウスブドウと普通畑、キュウイ、いちごハウスと管理がなされております。この地区は 6 5 歳以上が 2 人に 1 人というふうなことで、農業従事者が非常に高齢で、後継者がいない状況で荒廃地が増え、手が回らない農地が増えている中に、農地を守る上からもこのような会社が参入してくるといのは極めて大事で、特に問題はないというふうに思っているところでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

は質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号— 1 0 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 3 号— 1 1 号議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号— 1 1 上程)

事務局

(議案第 3 号— 1 1 説明・朗読)

1 6 番

担当が私ですので私の方から説明いたします。申請地の現況はブドウが植わっております。譲受人の息子さんが農業を結構大きくやっておりますので問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号— 1 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

次に議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 4 号— 1 上程)

事務局

(議案第 4 号— 1 説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り市長へ報告いたします。

それでは議案第5号非農地判断(非農地証明願い)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号—1上程)

事務局 (議案第5号—1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局から説明があった通り、この用地の先には神社と公民館がありまして、駐車場がなく車が止められないというような意見もありました。そういった中で、この土地については、仕方ないと思われます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

15番 それぞれ事務局分科会長さんの方からお話ありましたように、この地域の集落は申請地から約1キロの範囲にあり、公民館の近くにあります。高齢者の方が車で来た場合、全然駐車場がないということで、もう20年以上利用させているそうでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

はいどうぞ

9番 申請地の辺りに道の拡幅に伴って買収になったりしていないのですか。結構家とかも道路用地となっていますが。

事務局 説明させていただきます。長野橋のかけかえにつきましては、橋の工事がだいぶ進んできていますが、申請地の用地買収まだ始まっておりませんので、どういうルートで通るかっていうのはまだはっきりしてないってところでございます。申請者の方にもまだ用地買収の話は来ていないってところでございますので、現在非農地証明っていうのは致し方ないと思うところでございます。

議長 他には

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第5号—1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので非農地として判断したいといたします。

それでは議案第5号—2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号—2上程)

事務局 (議案第5号—2説明・朗読)

議長 それでは副分科会長が担当委員となっていますので意見を求めます。

11番 申請地の間に神社らしき跡があります。ちょうど真ん中ありましてなかなか作

業としては難しいということと、既に登記は宅地になっておりこの件については致し方ないと思われます以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第5号—2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので非農地として判断したいといたします。

それでは議案第5号—3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号—3上程)

事務局 (議案第5号—3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

11番 申請地は、3名で共有している土地となっています。もう奥には宅地で家が建設されております。現況は雑種地で農業するにはなかなか難しいということで、致し方ないと思っております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは担当の担当委員の意見を求めます。

12番 現登記は田で雑種地の課税になっていたということです。申請者の親御さんたちが関係者間で共同購入されており、現況も雑種地で致し方ないと思います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第5号—3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので非農地として判断したいといたします。

それでは議案第5号—4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号—4上程)

事務局 (議案第5号—4説明・朗読)

議長 それでは分科会長が担当委員となりますので意見を求めます。

11番 事務局から説明があった通り、20年以上前からですね倉庫が建っています。南側には若干砂利を引いている状況なので、致し方ないと思っております。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります

議案第5号—4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので非農地として判断したいといたします。

それでは議案第５号―５を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第５号―５上程)

事務局

(議案第５号―５説明・朗読)

議長

はいそれでは分科会の意見を求めます。

１１番

これについても事務局の方から報告があった通り、もう既に住宅が建っております。ちょうど中心部分の地目が田ということで、致し方ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

担当委員の意見を求めます。

１２番

今説明していただいた通りで今回申請が出たのは、いろいろな手続をしているときに農地が残っていることに気づいたようです。特に問題ないと思えますのでご審議の方よろしくをお願いします。

議長

はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第５号―５について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので非農地として判断したいといたします。

それでは議案第５号―６を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第５号―６上程)

事務局

(議案第５号―６説明・朗読)

議長

はいそれでは分科会の意見を求めます。

１１番

申請地の先には、４０年以上前から倉庫がありまして、そこを通らないと中に行けないということで、今回申請になっております。面積も４４㎡であり、この件についてはもう致し方ないと判断しております。

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

１５番

事務局、分科会それぞれの方からお話がありましたように、奥の建築作業場につきましてはですね、もう４０数年前から作業場として使用されています。その入り口となっており、横の県道からは申請地を通らないと作業所に入れられないということで今回申請になっているわけです。所有者の方が高齢ということで、整理してわかって今回非農地の判断をということで申請になっています。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第５号―６について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ですので非農地として判断したいといたします。

ここで暫時休憩とします。

(休憩)

はいそれでは再開をします。

議案第 6 号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について議題とします。

農政係の説明を求めます。

(議案第 6 号上程)

農政係

(議案第 6 号説明・朗読)

議長

はいそれでは分科会の意見を求めます。

8 番

今ご説明のあった通りでございます。9 番が資材置場ということで、現地に行ってきましたが、もう既に資材が置いてありそこら辺は確認をしていただくということだったので、その他は何の問題もないと思いますけれども、10 番の申請地は、先ほどの 5 条申請の分のちょっと手前の方で駐車場ということで伺っております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑に入ります前に 9 番の資材がもう置いてある、という話がありましたのでそのあたり説明をお願いします。

農政係

はい先ほど 8 番委員さんからご指摘がございました。9 番の資材置場についてなんですが、先方に確認したところやはりすでに置いている状況になっております。こちらについては、改善をしていただくことになります。地上げして資材等は置いてあるけども、その資材を一度撤去していただいて、それからの除外転用というような手続きに入りたいと思っております。県の方へ決定はしていませんが、もう先に地上げをしてしまっていますので顛末書等で対応していただくようなことで、お願いをしているところです。

議長

それでは質疑に入りたいと思います質疑のある方は挙手をお願いします。

15 番

3・4 番について、新たな店舗進出になるのですか。

農政係

既存の閉館とかいう話ではなくて新たに新店を考えていらっしゃるみたいで競合しませんか、設置しても問題ないのですかというところで先方へ尋ねましたが、このエリアの範囲内での集客を見込んでいるとのことで資料を出していただくようになっていますので、こちらの方で対応したいと考えております。

16 番

それでは、4 番の申請地の間には水路がありますが、今後どのように対応するのか話が合ったと思いますが。

農政係

はい 4 番についてなんですが、確かに見たときに、申請地の間に水路が通っております、先方へ確認したところ大石堰土地改良区さんとお話をしていて、水路を付け替えるということで伺っております。

議長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第 6 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで市長の方へ報告いたします。

それでは議案第 7 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 7 号上程)

事務局

(議案第 7 号説明・朗読)

議長

はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 7 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい全員賛成ということで原案通り市長の方へ報告いたします。

それではこれから報告事項に入りたいと思います。報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について事務局の説明を求めます。

(報告事項 1 説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印